

# 実施要項

2012.7.10

## 1.大会の名称

「第10回EVフェスティバル九州 in くまもと」大会

以下「本大会」と称する

## 2.開催日時

平成24年10月7日(日) 午前 9時00分～ 受付

午前 10時00分～ 開会式

(時間に関しましては、エントリーの台数により変更の可能性があります。ご注意ください。)

## 3.開催場所

〒861-2235 熊本県上益城郡益城町福富 1010

グランメッセ熊本 特設コース

Tel.096-286-8000 fax096-286-1100

## 4.主 催

日本EVクラブくまもと支部 EVフェスティバル実行委員会

## 5.参加受付

本大会へ参加を希望される方はエントリーフィーを支払い後、領収書コピー

を添付し、エントリー用紙に必要事項を記入し、郵送もしくは  
eメール、ファクスにて事務局の上田宛に次の受付期間内に提出するものとする。  
（締め切り後の申し込みに関しましては、締め切り後一週間以内であればペナリテ  
ィーとしてエントリーフィー二倍の金額、二週間以内であればエントリーフィー3倍の金  
額で受け付けます。）

1) 受付期間 平成24年7月14日(土)～8月10日(金)

2) 事務局 〒861-5271 熊本県熊本市中原町985-2

日本EVクラブくまもと支部 (熊西オート内)

電話: 096-329-7834

FAX: 096-329-2688

担当者: 上田 てるみ

e-mail: [info@jevc-kumamoto.jp](mailto:info@jevc-kumamoto.jp)

3) 参加料

1台につき 高校生3,000円 その他5,000円

申し込み時に事務局へ現金で支払うか指定金融機関に振り込むこと

座名 日本EVクラブ九州支部

座番号 ゆうちょ銀行 店番718 普0638346(ゆうちょ銀行以外)

記号17150-3 番号6383461 (ゆうちょ銀行)

#### 4) 保険

参加チームメンバーは、本大会に関し所定の障害保険に加入しなければなりません。すべての参加者は事故・損失により損害が生じた場合、自己の責任に於いて一切の処理を行ってください。また、主催者・競技役員・ボランティアスタッフ及びコース施設管理者は、一切の損害補償の責任を免除されていることをご承知ください。

#### 5) チームメンバー

大会参加登録できるチームメンバーは、チーム代表 1 名、ドライバー1~2 名、競技委員 2 名、合計 5 名以内とする。ただし、記録員は、チームメンバーに含まれません。

#### 6) コース

〒861-2235 熊本県上益城郡益城町福富 1010

グランメッセ熊本 特設コース

# 競技規則書

2012.7.17

エコ電レースinくまもと

各チーム、車両規則書に適合する手作りの車両と、支給された走行用電池を用いて、これにドライバー1名が搭乗し運転を行い、設定されたコースを競技時間内に走行した距離（周回数）と着順により順位を決定する競技とする。

## 1) 部門

鉛電池部門（九州シリーズ戦 第一戦）

- ① ワイパーモータークラス
- ② 一般モータークラス

乾電池部門

## 2) ドライバー

- ① ドライバーは高校生以上の者とする。これに該当しない場合、ドライバーは事前に大会事務局の承認を必要とする。
- ② ドライバーの体重はヘルメットやウエア等の装備品を含めて60kg以上とする。これに不足するドライバーは、各自でバラストを準備し、車検時の体重測定と合わせて計量を行わなければならない。ドライバーごとに登録（マーキング）されたバラストは走行時常に搭載し、レース終了後に搭載されているかの確認が行われる。
- ③ 競技中のドライバー交代は大会運営側に申し出ることにより許可が認めら

れる。その際、ドライバーと合わせて登録されたバラストに積みかえなければならぬ。

### 3) 記録員の選出義務

競技は周回時間を計測するため、各参加チームは、2名の記録員を選出・

登録しなければならない。

記録員は、自チームの車両について周回ごとに時間の記録を行う。

### 4) 競技委員の選出

競技委員は大会運営のスタッフとして「本大会」の運営の補助として2

名登録していただきます。ただし、選出できない場合はエントリーの申

込書に、「選出不可」と記載ください。なお、競技委員長は大会実行委

員の中から選出するものとする。

### 5) 競技のスタート

(1)鉛電池部門の競技スタートは、大会運営側の指示するスターティンググリッド順に車両を並べ、スタート合図（クラブフラッグ）で一斉スタートを行う。なお、スタートグリッドにつけなかった車両は、競技委員長の指示によりピットスタートとする。

(2)単三電池部門のスタートは\*1変則ルマン方式とする。

### 6) 競技の終了及び完了

(1) 競技開始より設定時間直後にチェッカーフラッグで競技の終了を合図する。ゴールラインでチェッカーフラッグを受けた車両はその周回数と通過タイムが記録され、新たな周回に入ることなくコースオフィシャルの指示・誘導により所定の位置に車を止める。

(2) 競技の設定時間は、特別規則の項に提示されるとおりである。

(3) 競技時間終了のチェッカーフラッグは5分間提示される。

## 7) 競技中の走行について

- (1) 走行には安全を重視し、常に細心の注意を払うこと。
- (2) 原則として競技車両はコース中央を走行し、追い越しの際はコース外側を走行すること。速度の遅い車両やトラブルにより停止しそうな場合にはコース内側を走行すること。停止する場合は、他車の走行の障害とならないよう、コース内側に停車させ、コースオフィシャルの指示に従い安全な場所に避難すること。
- (3) 追い越し等で進路を変更する際は、ミラーによる後方確認を行い、接近しすぎないように余裕を持って行う。(急激な進路変更は行わない。) また、後方に追い越そうとする車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲って追い越しさせなければならない。
- (4) いかなる場合も逆走行やショートカットをしてはならない。
- (5) ピット・イン、ピット・アウトする場合は、定められたコースを進入すること。ピットロードは追い越し禁止とする。また、ピットアウトの際、ピットクルーが車両を押し出すなど加速の補助を行ってはならない。
- (6) ドライバー及びオフィシャルを除き、いかなる者も停止している車両に触れることはできない。ただし、ドライバーがピットでの整備を申し出た場合は、コースオフィシャルの誘導で車両を押し戻してピットに戻り、チームメンバーが修理できるが、この場合1周を減算する。

## 8) 成績

周回数が多い車両順に成績を決める。同一周回の場合はゴールラインを早く通過した車両を上位とする。

## 9) ブリーフィング(競技説明)

ドライバー及び競技記録員は、ブリーフィングに参加しなければならない。

## 10) 競技の中止

次の場合、参加者の安全を考え競技を中止することがある。

- ① 強風、豪雨の場合。
- ② 大会本部が競技の開催または続行を不可能と判断した場合。

## 1 1) 失格

競技中、次のような場合失格を命ずることがある。

- ① 競技走行中に手または足により、走行を補助している行為が認められた場合
- ② バッテリーへの充電。
- ③ バッテリー以外の動力源を使用していると認められた場合。
- ④ 競技委員の指示に従わなかった場合。
- ⑤ 悪質なマナー違反があった場合。

## 1 2) ペナルティ

競技長は、ペナルティを科すことができる。

## 1 3) 異議申し立て

- ① 異議申し立てを行う場合は、対象となる事態の発生から 30 分以内に、文章により競技委員長に申し出ること。
- ② 異議申し立てを行うことができるのは、チームの代表者に限られる。
- ③ 競技委員長の裁定結果は、関係当事者のみに口頭で通知される。
- ④ 競技中の規則違反、不正行為に対する抗議は当該競技終了後 20 分

以内とする。

- ⑤ 競技の最終結果に対する抗議、暫定結果発表後 20 分以内とする。

## 7.信号旗

競技に使用する信号旗は、以下のとおりである

- ① 黄色旗：走行注意 （前方に停止車両がある場合等）
- ② 赤色旗：競技中止 （直ちに車両を停止すること）
- ③ チェッカー旗：ゴール

## 8. 賞典

各クラス 1 位から 3 位までを表彰する。実行委員会の協議により特別賞を設ける。

## 9. 肖像権

参加者は、本大会の啓発、広報活動のために、テレビ・ラジオ・雑誌等にドライバー及び車両の肖像権を提供すること。

## 10. 本規定について

- 1) 本大会の参加者は、本規定を理解したうえ、これを遵守することに同意したものと  
する。
- 2) 委員会は本規定を変更することができる。
- 3) 本規定に定められていない事項、あるいは明記されていない事項については、委員会  
が最終的な決定を下すものとする。

4) 本規定以外に必要な事項は、ブリーフィング及び公式通知にて公示する。

## アスタリスク補足

### \*1 変則ルマン方式とは

車両にドライバーが乗車し、メカニックがスタートラインよりスタートし、路上に置かれた乾電池（電池ボックスに入れられた状態でもよい）取りに行き車両に取り付け、スタートする方式である。

スタートラインのメカニックは一人とする。但し、カウル取り付けに関してはスタートのメカニックを入れて二人で取り付け作業することが出来ることとする。

# 車両規則書

2012.06.01

EVクラブくまもと

## 1. シャシ・ボディについては以下の各項目を満たした自作のものに限る。

- (1) 車両サイズは全長3.0m、全幅1.2m、全高1.6 m以内とする。但しコーナーリング中のホイールのはみ出しは可とする。
- (2) 車輪数は3輪または4輪であり、それらは走行中常に接地していなければならない。
- (3) 運転姿勢は運転時、ドライバー頭部がつま先より前に位置してはならない。
- (4) 制動装置はドライバーが乗車した状態で8%の勾配で静止できるブレーキを備えること。操作部から独立した2系統のブレーキを備えるのがのぞましい。
- (5) 走行装置は人力を含め、走行補助となりうる機構の装置は一切認められない。

## 2. モーター・駆動系は自由である。

但し、ワイパーモータークラスは、自動車用ワイパーモーターのウォームギアを含めて使用することとする。ウォームギアがないものは一般モーターとしてみなすこととする。

## 3. 走行のための電池について、充電は認められない。公式練習および予選時の走行に

は別途バッテリーを用意しなければならない。その際の形式・性能・個数等は自由とする。

支給するバッテリーは、特別規則の項で提示される物とする。

## 4. 電装品については以下の各項目のとおりとする。

- (1) 走行用モーターの駆動エネルギーとなる電力を貯蔵できる電気二重層・コンデンサー等の搭載は禁止する。
- (2) 電気配線は、車検にて外からその取り回しが確認できる状態でなければならない。
- (3) レース時は支給されたバッテリー以外のいかなる電池も搭載できない。ただし、次に掲げるものを除く。=各メーターおよび搭載無線のための電池、換気扇用の電池、警笛用の電池
- (4) 駆動用モーターによる回生制動は認められる。

**5. 安全性について、以下の各項を守らなければならない。**

- (1) 車両の外側及びコクピット内に危険な突起物があってはならない。
- (2) ドライバーは、グローブとヘルメット及び靴を装着すること。
- (3) ドライバーは、電気ショックから保護されていること。
- (4) 緊急の場合に備え、ドライバーは速やかに自力で脱出できること。
- (5) 警笛（クラクション、ベルなど）を装備すること。
- (6) 安全な走行を確保する視界を有すること。
- (7) 後方視界を確認できるバックミラーを装着すること。

**6. ゼッケンについては大会運営側が支給するゼッケン（210mm × 150mm）3枚を参**

**加車両左右側面、および前面の確認しやすい場所に貼り付けなければならない。**

また、本大会が定めるスポンサー等のステッカーがある場合は（車両デザインに影響しない程度の大きさ）も、同様に貼り付けなければならない。

ジュニアクラスに該当する高校などの学校チームは、学校名の文字を車体に表示することがのぞましい。

**7. 車検について、競技に参加する全ての車両は、参加チーム員およびドライバー立ち**

**合いのもと車検を受けなければならない。車検においては以下の各項に注意する。**

- (1) 大会運営側より車両の修正を命じられ、これを時間内に行えない場合は、競技に参加することができない。
- (2) 車検終了後は、車両規則に定めた内容に関して変更してはならない。
- (3) 競技終了後、全参加車両に対して再車検を行うことがある。

以上